詳　細　設　計　照　査　要　領

平成１７年１０月
（平成２０年　４月一部改定）
（平成２０年１０月一部改定）
（平成２４年　４月一部改定）
（平成２７年　４月一部改定）
（平成２７年　７月一部改定）

北　海　道　建　設　部

目　　次

詳細設計照査要領の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１～４
詳細設計照査フローチャート	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	５
樋門・樋管詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	樋－１～３７
築堤・護岸詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	築－１～３０
排水機場詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	排－１～３２
海岸詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海－１～１８
砂防詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	砂－１～４５
急傾斜詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	急－１～３１
道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道－１～３５
カルバート詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カ－１～２４
擁壁詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	擁－１～２２
橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート橋)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	橋－１～４８
山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	山－１～１９
共同溝詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	共－１～２３
漁港詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	漁－１～１８
仮設構造物詳細設計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	仮－１～１９

樋門補修・補強詳細設計　・・・・・・・・・・・　樋補修・補強－１～１６
防雪柵詳細設計　・・・・・・・・・・・・・・・・　防雪－１～１６
橋梁補修詳細設計　・・・・・・・・・・・・・・・・　橋補－１～１９
漁港施設機能保全詳細設計　・・・・・・・・・・・・・・　機能保全－１～１６

詳細設計照査要領の概要

１．本照査要領の目的

１）成果品の品質向上

社会資本整備を推進する上で、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、本照査要領を活用することにより設計の主要事項を系統的に把握できるとともに、迅速な照査が可能となる。

２）担当技術者の資質向上

業務内容の複雑化・多様化が進む一方で、担当技術者の不足、相対的な資質の低下が懸念されており、本照査要領を活用することを通して、照査（受託者）や業務進捗状況把握（発注者）のポイント修得が可能であり、技術者の資質の向上に寄与する。

３）基本事項の統一による照査の効率化

北海道建設部の発注機関（建設管理部）は全て本要領に基づいた照査を受託者に義務づけるものとするため、基本事項の統一により照査の効率化を図ることが可能である。

２．本照査要領の特徴

１）設計の自由度の尊重

設計の自由度を尊重するため、設計マニュアル（基準）的なものではなく、設計の基本に関する事項を体系的に記載し、各事項に対応する照査の完了を一目で把握できるものとしている。従って、照査手段、諸基準等との関連をはじめとする具体の照査内容については受託者の判断によるものとなる。

２）段階的照査の実施による業務推進の円滑化

業務の主要な段階毎に、照査状況を中間打合せ時やＥメール等を活用して報告することにより、設計条件等発注者からの与条件の取り違い等が発見しやすくなり、条件設定ミス等による業務の手戻り発生を防止することができる。

３）設計調書の作成

基本事項の照査の結果を一覧表形式にとりまとめた「設計調書」の作成を行うことにより、発注者は設計成果の概要が容易に把握できるとともに、受託者にとってもデータベース構築等を行うことによりマクロ的チェックが可能となる。なお、設計調書の様式については、本照査要領で示した様式のほかに、受託者が独自に作成した様式でも可とする。ただし、必要な項目や内容等が網羅されているかどうかを、あらかじめ業務担当員に確認しておかなければならない。

３．対象とする工種

本要領で取り扱う対象工種は、以下に示す18工種であり、いずれも詳細設計を対象としている。

河　川	①樋門・樋管詳細設計
	②築堤・護岸詳細設計
	③排水機場詳細設計
海　岸	④海岸詳細設計
砂　防	⑤砂防詳細設計
急傾斜	⑥急傾斜詳細設計
道　路	⑦道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）
	⑧カルバート詳細設計
	⑨擁壁詳細設計
	⑩橋梁詳細設計（鋼橋・コンクリート橋）
	⑪山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
	⑫共同溝詳細設計
漁　港	⑬漁港詳細設計
共　通	⑭仮設構造物詳細設計
河　川	⑮樋門補修・補強詳細設計
道　路	⑯防雪柵詳細設計
	⑰橋梁補修詳細設計
漁　港	⑱漁港施設機能保全詳細設計

４．内容の構成

本要領の構成は、対象とする全ての工種について以下に示す内容で構成されている。

①詳細設計照査フローチャート（発注者、受託者双方が利用）

②照査項目一覧表　（受託者が作成し発注者に提出）　基本条件の照査、細部条件の照査、成果品の照査の３段階（仮設構造物は２段階）の照査・報告を規定

③設計調書　（受託者が作成し発注者に提出）　受託者が独自に作成した様式でも可

１）詳細設計照査フローチャート

詳細設計委託業務の契約から完了までの流れを、照査の観点から整理したものであり、受託者が実施する照査の主要な区切りと発注者・受託者双方の照査との関連を明示したものである。各工種とも基本的には同一の流れとなるため、基本フローをＰ５に掲載した。

２）照査項目一覧表

照査フローチャートに従って、設計の主要な区切り毎に受託者が実施すべき基本的照査項目を一覧表に整理したものである。

作成は主要な区切り（３段階）毎に行うものとし、作成の手順は以下のとおりとする。

①業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象欄」にチェックをつける。

②照査を完了した項目について「照査欄」にチェックをつけ、「備考欄」に日付を記入する。

③照査技術者及び管理技術者の確認を受ける。（確認印）

④発注者に提出し、照査状況の報告を行う。

又、上記④の提出に際しては、必要に応じて、提示資料欄に記載された資料、各種検討書等を別添資料として添付するものとする。

３）設計調書

業務の成果のうち主要な設計諸元、使用材料、応力計算等について、チェックの上とりまとめるものである。作成は受託者が行い発注者に提出を行う。なお、各照査段階においても有効活用を図るものとする。

５．用語の定義

１）照　査

受託者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び技術計算等の検算であり、本照査要領に記載された照査項目は標準的と判断する設計の基本事項である。

２）照査状況の把握

業務担当員が設計業務の完了までに行う、業務履行状況の把握の一部である。なお、業務担当員が成果品の品質についての適否を判断するものではないので留意すること。

６．その他記載等にあたっての留意事項

１）各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同となる場合は、確認が済んだ事項にチェックと日付の記入を行い、未確認の事項が明確になるように徹底すること。

２）照査項目の中に、複数の確認項目がある場合（例えば関係機関協議が複数ある場合）は、必ず備考欄又は別紙を用いて確認済み項目が解るようにすること。

３）照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なるおそれがあると判断する場合は、備考欄等を用いて具体の確認項目を明示すること。

４）業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各様式の最後に添付した「追加項目記入表」を利用するものとする。又、予備設計や修正設計に本照査要領を活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査すること。

５）北海道建設部の発注機関（建設管理部）の業務においては、照査報告書を提出すること。なお、照査報告書には、本照査要領に基づき作成した資料を添付すること。

６）設計調書等Ａ４判サイズでは記入困難な場合は、Ａ３判サイズに拡大して記入すること。

７）成果品の照査項目一覧表（様式-3）を用いる照査においては、全体計画における土地の形質の変更面積が3,000m2以上であるか、確認結果が記載されていることを確認するとともに、改正土壌汚染対策法第4条に基づく届出の必要の要否について、報告書に工事施工に当たっての留意事項として記載されているか確認すること。また、その照査結果を様式-3に記入すること。

詳細設計照査フローチャート

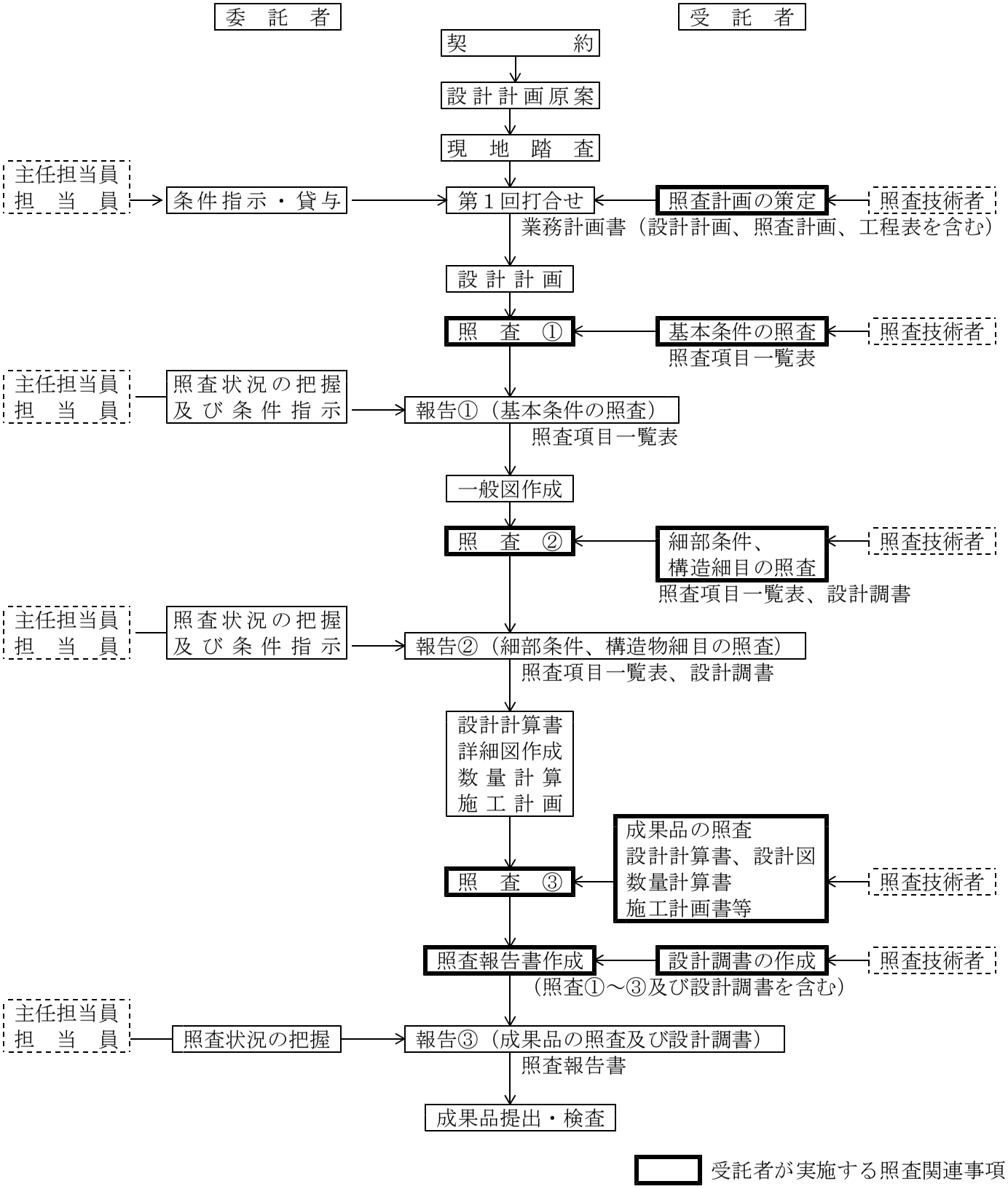

注　記　１．照査①の段階より、設計条件打合せ簿の有効活用を図る。
　　２．工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。
　　３．委託者への照査の報告は、中間打合せ時やＥメール等を活用して報告する。